

令和7年度

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は4号の規定に基づく随意契約(特定随意契約)の内容の公表

4. 母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約

※網掛け部分が、今回更新した公表内容です。

番号	発注見通し				契約締結前公表				契約締結後公表				
	契約の名称及び概要	契約予定 年月	随意契約を行う理由	発注課		契約の概要		契約の相手方の選定基準及 び決定方法	見積参加 申込書提出 期限	契約締結日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額	契約の相手方とした理由
						仕様概要	履行期間又は 履行期限						
1	青森市ひとり親家庭等 日常生活支援事業委託	R7.3月	母子・父子福祉団体等から 役務を調達することにより、 ひとり親家庭等の福祉の増 進を図るため。	課名 子育て支援課	子育で支援課	ひとり親家庭等が日常生活を営 むのに一時的な支障が生じてい る場合に、その生活の安定を図 るため、家庭生活支援員を派遣 して、生活援助及び保育サービ スを提供する。	R7.4.1 ～R8.3.31	一者随意契約 地方自治法施行令第167条 の2第1項第3号に規定する母子・父子福祉団体で、所在地 が青森市内にあること。	—	R7.3.24	公益財団法人 青森県母子 寡婦福祉連合会 〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階	1,692,640円	選定基準に該当する団体で、 かつ予定価格の制限の範囲 内で契約の申込みがあった ため。